高知大学総合研究センター規則

（平成 17 年７月１日
規 則　第 603 号）

最終改正　令和７年３月 15 日規則第 86 号

（趣旨）

第１条　この規則は、国立大学法人高知大学組織規則第 27 条第２項の規定に基づき、高知大学総合研究センター（以下「センター」という。）における組織及び運営に関し必要な事項を定める。

（目的）

第２条　センターは、高知大学における研究・教育の進展に寄与するとともに、センターの有する人的資源、施設及び設備等を活かし、全学的な重点研究等への支援強化を図り、個性豊かな地域の大学の創造に資することを目的とする。

（組織）

第３条　センターに、運営戦略室、海洋生物研究部門、生命機能解析部門、動物資源開発部門、ゲノム解析部門、水産業・農業科学共創部門、設備・施設サポート部門及び研究開発マネジメント部門を置く。

２　運営戦略室は、次の教職員で組織する。

(1)　センター長

(2)　部門長

(3)　高知大学海洋コア国際研究所長

(4)　研究国際部長

(5)　その他センター長が必要と認めた者

（部門管理運営委員会）

第４条　センターの円滑な運営及び連絡・調整に資すため、海洋生物研究部門、生命機能解析部門、動物資源開発部門、ゲノム解析部門、水産業・農業科学共創部門及び設備・施設サポート部門に、利用者の意見・要望を聴取し、検討及び取りまとめを行う部門管理運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

２　研究開発マネジメント部門に、必要に応じて部門管理運営委員会を置くことができる。

３　委員会（設備・施設サポート部門管理運営委員会を除く。）は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1)　部門長

(2)　部門長が指名する職員　若干人

(3)　研究国際部研究推進課長

(4)　その他部門長が必要と認めた者

4　設備･施設サポート部門管理運営委員会は､次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1)　設備・施設サポート部門長

(2)　設備・施設サポート部門職員のうちから設備・施設サポート部門長が指名する者　若干人

(3)　研究国際部研究推進課共同利用機器･施設事務室職員のうちから設備･施設サポート部門長が指名する者　若干人

(4)　その他部門長が必要と認めた者

5　第３項第２号及び第４号並びに前項第２号から第４号までに掲げる委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6　委員会に委員長を置き、部門長をもって充てる。

7　委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

8　委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

9　委員会は、委員の２分の１以上が出席しなければ議事を開くことができない。

10　議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

11　委員がやむを得ない理由により委員会に出席できない場合は、代理の者を出席させることができる。

12　委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

13　委員会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

14　専門部会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

15　委員会は、利用者の意見・要望を聴取し、その検討及び取りまとめを行った結果を運営戦略室会議に報告するものとする。

16　委員会の事務は、研究国際部研究推進課において処理する。

17　本条に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

（業務）

第５条　センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

(1)　海洋生物研究部門

ア　海洋生物の生物学的研究及び教育に関すること。

イ　環境と生物生態の連関研究及び教育に関すること。

ウ　海洋科学と生命科学の関連研究及び教育に関すること。

エ　海洋生物に係る研究のための機器・設備の維持管理及び提供に関すること。

オ　総合研究センター海洋生物研究教育施設の管理に関すること。

カ　その他海洋生物研究に関すること。

(2)　生命機能解析部門

ア　生命機能解析実験に必要な機器・設備の立案に関すること。

イ　生命機能解析実験技術と安全管理に関する教育及び訓練に関すること。

ウ　生命機能解析研究の実施及び支援に関すること。

エ　生命機能解析研究に関する啓発活動及び地域社会への貢献に関すること。

オ　生命機能解析実験のための機器・設備の維持管理及び提供に関すること。

カ　総合研究センターＲＩ実験施設において放射線業務に従事する者に対する教育及び訓練に関すること。

キ　総合研究センターＲＩ実験施設の放射性同位元素を用いる実験のための設備の維持管理及び提供に関すること。

ク　総合研究センター実験実習機器施設及び総合研究センターＲＩ実験施設の管理に関すること。

ケ　その他生命機能解析に関すること。

(3)　動物資源開発部門

ア　動物実験及び実験動物の取扱いに関する教育及び訓練に関すること。

イ　実験動物開発等の研究の実施及び技術支援に関すること。

ウ　動物実験に関する啓発活動及び地域社会への貢献に関すること。

エ　実験動物の適切な飼育管理及び動物実験のための機器･設備の提供に関すること。

オ　総合研究センター動物実験施設の管理に関すること。

カ　その他動物資源開発に関すること。

(4)　ゲノム解析部門

ア　遺伝子組換え実験技術と安全に関する教育及び訓練に関すること。

イ　遺伝子研究の実施及び支援に関すること。

ウ　遺伝子研究に関する啓発活動及び地域社会への貢献に関すること。

エ　遺伝子実験のための機器・設備の維持管理及び提供に関すること。

オ　総合研究センター遺伝子実験施設において放射線業務に従事する者に対する教育及び訓練に関すること。

カ　総合研究センター遺伝子実験施設の放射性同位元素を用いる実験のための設備の維持管理及び提供に関すること。

キ　総合研究センター遺伝子実験施設の管理に関すること。

ク　その他ゲノム解析に関すること。

(5)　水産業・農業科学共創部門

ア　魚類・藻類の次世代養殖・培養に係る研究及び教育に関すること。

イ　魚類・藻類の次世代養殖・培養に係る研究のための機器・設備の維持管理及び提供に関すること。

ウ　総合研究センター水産業・農業科学共創施設の管理に関すること。

エ　その他水産業・農業科学共創に関すること。

(6)　設備・施設サポート部門

ア　研究設備・施設の共同利用の促進に関すること。

イ　研究設備の利用における技術支援に関すること。

ウ　センターの有する機器・設備の維持管理及び提供に関すること（他の部門の所掌に属するものを除く。）。

エ　その他研究設備・施設の効率的利用に関すること。

(7)　研究開発マネジメント部門

ア　科学技術政策及び学内の研究資源の調査及び分析に関すること。

イ　競争的資金の獲得支援に関すること。

ウ　共同研究及び受託研究の推進支援に関すること。

エ　実用化に向けた研究シーズの育成に関すること。

オ　研究プロジェクトの企画及び推進に関すること。

カ　共同研究及び受託研究の契約支援に関すること。

キ　その他研究及び産学連携の支援に関すること。

（職員）

第６条　センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

(1)　センター長

(2)　基幹教員

(3)　兼務教員

(4)　技術職員

(5)　その他必要な職員

２　センターの教員人事については、センター長は、欠員補充の可否を学長に協議した上で、高知大学センター連絡調整会議の議を経て、発議を行うものとする。

（センター長）

第７条　センター長は、センターの業務を掌理する。

２　センター長は、学長が指名する。

３　センター長の任期は、当分の間、学長が定める。

（副センター長）

第８条　センターに、必要に応じて副センター長を置くことができる。

２　副センター長は、センター長が指名する。

（部門長）

第９条　センターの各部門に、部門長を置く。

２　部門長は、センター長の職務を助け、部門の業務を統括する。

３　部門長は、本学の教員の中からセンター長が指名する。

（基幹教員・兼務教員・技術職員）

第 10 条　基幹教員・兼務教員・技術職員は、部門長の職務を助け、センターの業務を処理する。

（雑則）

第 11 条　この規則に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この規則は、平成 17 年７月１日から施行する。

附　則（平成 18 年７月 12 日規則第 18 号）

この規則は、平成 18 年７月 12 日から施行し、平成 18 年４月１日から適用する。

附　則（平成20年３月26日規則第127号）

この規則は、平成20年４月１日から施行する。

附　則（平成22年３月31日規則第124号）

この規則は、平成22年４月１日から施行する。

附　則（平成24年12月28日規則第50号）

この規則は、平成25年１月１日から施行する。

附　則（平成28年１月13日規則第55号）

この規則は、平成28年２月１日から施行する。

附　則（令和５年３月28日規則第132号）

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和７年３月15日規則第86号）

１　この規則は、令和７年４月１日から施行する。

２　高知大学総合研究センター海洋部門管理運営委員会規則（平成18年規則第70号）及び高知大学総合研究センター生命・機能物質部門管理運営委員会規則（平成18年規則第71号）は、廃止する。